



Title	第6章 処罰的な枠組み：子育ての知覚をめぐって
Author(s)	川崎, 唯史
Citation	子育ての現象学. 2023, p. 67-75
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91222
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第6章 処罰的な枠組み

——子育ての知覚をめぐって——

川崎 唯史

はじめに

本稿の目的は、日本社会における子育てに関する知覚の枠組みについて、現象学的な記述を通して考察することである。フィンランドのような北欧諸国と日本のあいだには、子育てを支える制度やシステムだけでなく、日常生活における人々の子育てに関する知覚においても少なからぬ差異があると思われる。子どもを育てていることについて、周囲の他人がどのように知覚しているかは、親である者の経験や自己理解に関係し、承認や連帯の感覚にも影響する。知覚に関する問題点には他の側面に共通するものも含まれるため、それを示すことは、子育てをめぐる日本社会の諸課題の解決にも寄与すると思われる。

以下では「枠組み」と「処罰」という用語を導入した上で（第一節、第二節）、子育ての知覚に関する処罰的な枠組みについて記述・分析する（第三節、第四節）。最後に、処罰的な枠組みに対抗しうる枠組みについて考察する（第五節）。

1. 枠組みの現象学

まず、本稿で用いる「枠組み（フレーム）」という概念について説明したい。詳細は別稿で述べたが（川崎 2023）、これは明確な判断や意思決定に先立って非明示的な仕方では知覚や思考を方向づけるものを指す。

『ヒューマニズムとテロル』におけるメルロ＝ポンティのモスクワ裁判論は、この意味での枠組みを現象学的に記述・分析した例として読むことができる。そこでは、ソ連の政治家ニコライ・ブハーリンが被告とされた裁判の記録が分析され、彼の政治的行為とその責任に関する思考が記述・分析される。メルロ＝ポンティによれば、ブハーリンは一般的な道徳とは異なる道徳を身につけているために、明確な意図、意思、行為といった通常の裁判で問われる以上のものについて自分の責任を認めている。その分析を通して、メルロ＝ポンティは明示的な作用を枠づけ、方向づける非明示的なはたらきを明らかにしている¹。

ブハーリンは諸外国と交渉して戦争を避けつつ漸進的な国家建設を目指す一派を率いており、政権を握るスターリンと対立関係にあった。スターリン側からソ連を敗北させるため

¹ 『ヒューマニズムとテロル』が現象学的研究であるとメルロ＝ポンティが明言しているわけではないが、メルロ＝ポンティ自身も述べているように、非明示的な水準におけるはたらきに注目することは現象学の特徴の一つである（メルロ＝ポンティ 1967: 209; 池田 2019）。

にスパイ活動などを行ったかどで起訴されたブハーリンは、スパイ活動の事実についてもソ連の敗北という目的についても否定する一方で、「ソ連が独力で外国の侵略に抵抗することはできないと考えていた」（メルロ=ポンティ 2002: 100-101）ことは認める。

ブハーリンの道徳の特徴は、こうした見通しをもっていたこと自体に責任を認める点にある。未来は不確定であるため、未来についての見通しはつねに複数ありうる。人はいくつかの見通しのうちいずれかに高い価値を与え、それに基づいて政治活動を行う。そして、歴史の展開に応じて後に自分の見通しが誤りであったことになれば、そのために向けられる非難を受け入れなければならないというのである。

こうしたブハーリンの論理に即してメルロ=ポンティが強調するのは、見通しをもつこと自体がすでに一種のコミットメントだということである。「ブハーリンの友人たちは敗北を考慮に入れて、それに応じて活動した。しかし、考慮に入れること (*compter avec*)、それはある意味ではあてにすること (*compter sur*) である」（メルロ=ポンティ 2002: 102）。実際になされた行動や発言に先立ち、それらを枠づけている「イメージ」（メルロ=ポンティ 2002: 111）としての見通しというものがあること、そしてそれが倫理的・政治的評価の対象となりうること、これがメルロ=ポンティの現象学的分析から引き出された論点である。

メルロ=ポンティが論じたのは未来についての見通しだが、曖昧なイメージによって明示的な作用が枠づけられ方向づけられるという発想はさらに拡張できるだろう。本稿では、メルロ=ポンティ的なアプローチを引き継いで、子育てについての明確な判断や評価を方向づける非明示的な「枠組み」を明らかにすることを目指す。現象学的倫理学は、非明示的な水準に注目することで、意志決定や道徳判断など明示的なレベルに照準しがちな主流の倫理学において見逃されてしまうものを捉えることができるだろう（川崎 2022: 184）。

2. 「子育て罰」概念の拡張

次に、子育てを知覚する枠組みを「処罰的」と呼ぶことについて説明したい。この用語は、末富と桜井による共著『子育て罰』の考えを引き継いだものである。「子育て罰 (*child penalty*)」または「母親ペナルティ (*motherhood penalty*)」とは、もともとは経済学や社会学において、子どもをもつ女性の賃金が子どもをもたない女性の賃金より低いという格差を指す概念として使われてきた (e. g. Budig and England 2001)。

桜井は、この概念を「子育て罰」と訳して日本社会に提示するポイントを二つ挙げている（末富・桜井 2021: 63-66）。一つは、従来の「子どもの貧困」という問題化の仕方が〈かわいそうな子どもが貧困に陥っているので助けよう〉という温情的な発想と結びついているのに対して、「子育て罰」という概念は「罰を与えている側の責任と罰を受ける側の被害が可視化でき」、「政治の不作为と社会の責任」を問うことができることである。もう一つは、「子ども」だけを取り出して問題にするのではなく、「子育て」という関係性の概念でとらえることの重要性」である。子どもの貧困の多くは「子育て世帯の貧困」であり、「その背景には、子育てをすること自体が貧困につながるような不利な社会構造がある」ことが、子

育て罰という観点からは問題化できるとされる。同書では実際に、児童手当、教育無償化、保育所の整備といった政府の子育てに関係する支出が国際的に見て非常に少ないことなど（末富・桜井 2021: 49-54）、政治による子育て罰が具体的に指摘されている。

本稿にとって特に重要なのは、著者たちが子育て罰の概念を単に経済的な意味に限定せず、より広範かつ多様な仕方で生じる現象として捉えていることである。すなわち、子育て罰は「社会のあらゆる場面で、まるで子育てすること自体に罰を与えるかのような政治、制度、社会慣行、人びとの意識」（末富・桜井 2021: 63）にまで拡張されている。この広い意味での子育て罰の例を同書からいくつか引用しよう。

どうしても必要な手続きや学生の面談、卒論ゼミもあって、生まれてから少ししか経っていない下の子を抱っこして大学に連れていったんですね。そのとき多くの職員さん、教員も「かわいい」「おめでとうございます」と言ってくださったのですが、庶務課の人が、「産休中に大学に来ないでください」「これは問題だ」と言い出して。わざわざ学科の主任に言いつけて、説教までされまして。「何これ」と悲しい気持ちになったことがありました。（末富・桜井 2021: 174）

前の職場でのことですが、「妊娠したので、できれば職務替えをお願いします」と頼んだら、当時の同僚に怒鳴られました。その頃は教職大学院を設置するという激務を担当していて、そのまま続けていたら流産しかねない状況だったので、他の同僚のみなさんに根回しもして、「分担させてほしい」とお願いに行ったのですが、密室で怒鳴られましたね。（末富・桜井 2021: 175-176）

たとえば新型コロナ禍で起きたいいことの1つは、飲み会が激減したことですね。日本社会の飲み会は、その中でなんらかの意思決定があったりするじゃないですか。それも「子育て罰」に近いところがある。飲み会に参加できない多くの子育て女性が、主要な昇進や社内での重要な仕事からパージされてしまう。[...] 残業しない、させないも本当に大きいと思っていて。男性でも、保育所の送迎や帰って子どもをお風呂に入れないといけない人がたくさんいます。でも、それは長時間労働とか残業があたりまえになっている社会だとできなくなる。つまり、長時間労働や残業を容認する文化や職場って、ある意味「子育て罰」に加担しちゃっているわけですよ。（末富・桜井 2021: 208-210）

子どもをもつこと、あるいは子どもを育てていることに関して、理不尽な対応をされたり暴力を被ったり、慣行や文化によって不利益を受けたりすることも子育て罰として論じられている。引用は職場に関わるものだが、「駅でベビーカーを蹴られた」（末富・桜井 2021: 11）といった職場以外の被害も子育て罰に含まれる。次節では、こうした広い意味での子育て罰を受ける経験について記述する。

3. 子育て罰の経験

本節では、拡張された意味での子育て罰のうち、特に社会慣行や人々の意識から生じるものに関して、親である者の経験を挙げる。ただし、以下は特定の日付や場所をもつ経験というよりも一般的な、ありふれた経験であり、特定の個人への調査を通してアクセスした経験ではない。本稿の目的はそれらの経験の発生を導いている枠組みを考察することであり、以下の経験が広く存在することを証明することではない。

1) 親が子どもを連れて公共交通機関を利用すると、子どもが静かに座って（あるいは立って）いたとしても、他の乗客に睨まれたり、舌打ちをされたり、わざとぶつかられたりすることがある。子どもが大きな声を出したり泣いたりするとなおさらであり、親は子どもが静かにするよう慌てる。バスの場合、乗客が厳しく運転手が寛容なこともあれば、逆のケースもある。あるエッセイで紹介された事例²では、子どもが座りたがらず、「座ってって言っても、おやつで釣っても、オモチャで気を引いても」座らなかった。母親は「なんとか必死で座らせようと努力した」が、「無理やり座らせようとすると号泣するし、泣かせまいとすると立つしでほんと困って」いた。運転手はマイクを通して母親に「座って下さいって言うてるでしょう。こっちの責任になるんだよ」と言った。「他の乗客の前でおもいきり注意された彼女は、思わず涙が出てしまい、次の停留所で降りる事にした」。また別の母親は、「バスに乗る時、最初に子ども2人に階段を登らせて、ベビーカーを積み込んでと色々やってるうちに少し手間取って」いると、運転手にマイクを通して早くするよう言われたという。ベビーカーでバスに乗ることに関するNHKの記事に寄せた意見の中で、ある母親は「ベビーカーをたたまなければ乗れないほど混雑している場合は、私はバスの乗車は諦めてしまっています。バスが混雑してなくても、赤ちゃんがちょっと泣いただけで周りからジロジロ見られたことが何度もあります。だから普段は私もできるだけバスには乗らず、40分ほど歩いて移動しています」と述べている³。公衆浴場やレストランといった他の場所でも、幼い子どもの言動を理由に他の利用客や従業員に注意されたとか怒鳴られたといった経験はそれほど珍しくない。

2) 保育園や幼稚園（および小学校）の中には、通園に必要なかばんや袋類、布団カバー、エプロン、スモックなどを親が手作りするよう求めるところがある。裁縫を行う習慣のない親も多く、困惑を招いている。ある地方紙に意見を寄せた女性は、「次男を預ける公立保育園から、入園を前に「作ってください」と書かれたしおりを渡された。寸法が詳細に示されたコップ袋、絵本袋、パジャマ袋、着替え袋…。〔…〕女性は男児2人を育てるシングルマザー。長男の入園時には手芸店に依頼した。次男を預ける保育園は手作りを推奨。裁縫はあまり得意ではないという。「そもそも女は裁縫ができるという認識だっておかしい。ひとり親の父親だっているのに」と訴える」⁴。別紙の記事によれば、「神奈川県内の保育園に、0

² https://woman.excite.co.jp/article/child/rid_E1581472950178/

³ https://www3.nhk.or.jp/news/special/kosodate/article/article_190827.html

⁴ <https://www.shinmai.co.jp/corporate/henshu/koechika/2021/04/01/hukuro.html>

歳児の長女を入園させた母親（40）は、3月の入園説明会で掛け布団、敷布団用のシーツを作ることを求められ、戸惑った。園にある布団の大きさに合わせたもので、指定サイズのシーツは市販されていない。／母親は洋裁・手芸の趣味はなく、「シーツを縫うためにミシンを買うのはもったいない。子供が起きている間は、針を持つのは危ない」と結局、近くの手芸店に外注することにした。費用は布代込みで約1万円。母親は「忙しいから保育園に預けるのに、手作りのシーツを求めるなんて、全く意味がわからない」と不満を隠さない。「幼稚園の場合は、保育園以上に入園時に手作り品を求めるケースが多い。園児が持つバッグやお弁当袋、ランチョンマット、スモック、エプロンなどを、全て同じ布で作るよう求める園もある。横浜市内に住み30代で育児経験した母親（40代）は「手芸は嫌い。チクチク針を使う時間があるなら、私は息子に本を読んで聞かせたかった」と振り返る⁵。また、弁当の手作りを求められることが大きな負担となっていることは広く知られている。

3) 親が子育てについて愚痴を言うと、「子どもをつくることを選んだのは自分なのだから自分の責任だ」、あるいは「そんな気持ちで育てられる子どもがかわいそう」と言われることがある。親を沈黙させるこうした反応は、海外の事例ではあるが、母親になったことを後悔しているという女性の記事への次のような反応に通じるものがある。「グチるのはやめなさい。赤ちゃんみたいな泣き言はやめたほうがいい。感謝の気持ちを持って母であることを楽しんで。〔…〕時間が経てば大きな喜び〔をもたらすこと〕がわかるはずだ。辛さを忘れた頃に（みんなそうだ）、2人目が生まれるだろう」（ドーナト 2022: 68-69）。「なんて惨めで、利己的な女性！ 信じられない。この記事を読むことができるはずの彼女のお子さんに強く同情します。考えてみてください、胸が張り裂ける思いをするはずですよ。活字になって、一般の人も読むことができるのですよ!! まったく恐ろしいことだし、ひどく悲しいことです」（ドーナト 2022: 221）。

これらの経験は一体となって、親は子どもをいつでも世話し、深い愛情をもって子どものために何でも行わねばならず、他人には迷惑をかけてはならず、（祖父母や近い親族などを除いて）他人の助けを借りてはいけないと感じるようにたえず仕向ける。親も自分自身をそのように捉え、重い負担を引き受け、子育てにつらさや大変さを感じることに對して罪悪感を感じることがある。子育ての経験をそのようなものとして形成するのが本稿でいう処罰的な枠組みである。

4. 処罰的な枠組みの分析

前節で挙げたような広い意味での子育て罰は、多様でありながら一貫しており、その背景には、人びとが親子（特に母親と子ども）を知覚したり思考したりすることを枠づけ、方向づける枠組みがあると思われる。本節では、この処罰的な枠組みを構成している要素の分析を試みる。

A) 子をもつことは自己責任であるという考え：特に女性にとって、親になることが普通

⁵ <https://www.sankei.com/article/20150412-P2H5UI24PRMNFFDCTVPOSQ6O6I/>

であり、幸福への道であるという社会通念は根強く存在しているし、標準的な家族像は子どもをもった夫婦である。そうした社会において、子どもをもつことは必ずしも熟慮を要する決断とはみなされていない。結婚している夫婦にとっては、子どもをもたないという決断をする方がより勇気のいることであろう。ドーナツの調査でも、特に深い考えはなく母親になったという女性たちの語りが紹介されている（ドーナツ 2022:40-48）。にもかかわらず、子どもをもったことを後悔したり、子育てについて愚痴を言ったりすると、子どもをもったことは自分の自発的で熟慮に基づいた選択であるから、そのような感情をもったり発言をしたりすべきではないという反応を受けることがしばしばある。そうした反応には、自分の選択の結果である以上、子育ての負担と責任は親が引き受けるべきだということが含意されている。子どもがいる原因を親の選択に求め、選択の結果についての責任を親に帰属させ、他の人々や社会には援助の義務を課さないという発想は、典型的な自己責任論である（cf. モンク 2019）。子育てに関する社会的な支援が不十分であることによって、親は子どもをもったことを後悔しやすくなるが、自己責任という考えは個人の選択に焦点を合わせることによって、社会や政府に問題がないかどうかという論点を後景に退かせる。

B) 迷惑な存在としての子ども：他人に迷惑をかけてはいけないという規範は、乳幼児に対しては解除されることもあるが、すべての子どもに関して解除されるわけではない。公共交通機関や飲食店などで子どもが騒いだり立ち歩いたり泣き叫んだりすると、子どもが叱責されることもあれば、子どもの監督不足、教育不足として親が非難されることもある。直接ではなく従業員に注意させる場合も多い。注意はせずにじろじろ見る、にらみつけるといった仕方で暗に非難することも多い。ファミリーレストランのように子どもがいることが当然である場所では子どもが迷惑とみなされないこともあるが、いつもそうであるわけではない。それらの場所で子どもを静かにすることができない親は、そもそも子どもを連れてくるべきではなかったとみなされるし、実際に連れていくことを自ら控えるようになる。

C) 手間暇をかけることが子どもへの愛であるという考え：たとえ不合理で非効率であっても、子どものために時間と労力をかけることが愛を表すとみなされている。保育園や幼稚園が子どもの使用する衣服や袋などの手作りを親に求める際、子どもが見分けやすいといった説明がなされることもあるが、識別だけが目的であれば手作り以外にも方法はある（実際、既製品にワッペンなどを付けることでも可とする園もある）。明言されるわけではないにせよ、手作りを要求されることで、〈園に預ける間は子育てを免除されるのだから、その分の苦勞をせよ〉という暗黙のメッセージを受け取る親は少なくないだろう。

D) 子育てに関する家族主義：子どもを育てるのは原則として親であり、子どもの祖父母のような近い親族や幼稚園、保育園以外の誰かから助けを得ることは普通ではないとみなされている。ベビーシッターに子どもを預けることはしばしば「ご褒美」として語られ、親の心身の健康を保つための権利行使とはみなされにくい。また、朴沙羅も述べているように、フィンランドにおいて早期児童教育・ケアを受けることは「子どもの教育を受ける権利に紐づいて」おり、「親が学生であろうが、主婦／主夫であろうが、働いていようが、子どもは基本的に保育を受ける権利がある」のに対して、日本において保育園に入る権利は「保護者

である親の労働状況」に紐づいており、保育園に入るためには「子どもが「保育に欠ける」状態であることを示す」必要がある（朴 2021: 27-28）。日本は「国家と市場の役割が限定的で、親族の支援も少ないという意味で、家族主義が特に強固な社会」であり、子育ての責任が「規範的にも制度的にも家族に押し付けられている」（阪井 2020）。

E) 連帯感覚の弱さ：家族主義の裏返しであるが、子どもは親だけでなく社会全体で育てるという感覚が弱い。自分もかつては子どもであり、他人に迷惑をかけながら成長してきたということがしばしば忘却されている。自分が高齢者となったときに社会保障を通して支えてくれるのは子どもたちであるという認識が薄い。誰でも人生において他人に依存したり負担をかけたりせずには生きられない時期があるという普遍的な意味での脆弱性が十分に認められていない。こうした連帯感覚の弱さは、子育てに関係する政府の支出が少ないこととも連動していると思われる。

F) 親と子どもを対立的に捉える発想：子どもの権利や福祉といった概念が親に負担を課すための概念的な道具として用いられ、一体としての親子を社会が支援することの根拠として機能しない。また、親は不適切なケアや虐待を行う可能性をもつ、子どもにとっての潜在的な脅威として表象されることがある。これは、人工妊娠中絶をめぐる非フェミニストあるいは反フェミニストの議論において妊婦と胎児が対立関係にあるかのようにイメージされることと類比的である。

以上は試行的な分析であり、このリストは完全ではないが、少なくともこれらの要素が混然となって処罰的な枠組みを構成しており、子育てに関する個々の判断に先立って親子や子育てについての知覚を抑圧的な方向に導いていると思われる。

5. 対抗的な枠組み

当然ながら、処罰的な枠組みだけが子育ての知覚を方向づけているわけではなく、それに対抗する枠組みも存在する。たとえば「子どもは泣いて当たり前」といった考えで公共の場所でも子どもに寛容な人や、子どもの食事や弁当を無理に手作りする必要はないと考える人は少なくない。

対抗的な枠組みについても網羅的に分析することはできないが、本科研の観点から特に重要なのは、子育て支援に注力している自治体の長の次のような発言に見られる考えであろう。

主体は、「まちのみんな」です。子どもをその親任せにしたりはしません。行政も地域も一緒になって、まちのすべての子どもたちを支えるのです。何度も言いますが、子どもはその親の持ち物ではないのです。親が自由にしていいいものでもなく、また、親だけに責任を負わせていいものでもありません。親任せにしているから、不幸な事件が繰り返されてしまうのです。（泉 2019: 4）

人は生まれた時から自立して生きられるわけがなく、死ぬまでお互いに支え、支えられながら生きていくものです。そのことに対する共感を得ていかなければいけません。誰かだけ、この時だけではなく、あなたに、そして結果的にみんなに意味があると言える普遍性を意識しています。(泉 2019: 179)

最初の引用には、子育ての責任を親だけに負わせず、社会全体で担うことが必要だという考えが示されている(ただし、親と子どもを対立的に捉えており、虐待は親が追い込まれた結果だという発想が薄いようにも読める点には注意を要する)。朴も親として、「私は、自分がこの人たちにひどいことをしてしまうことと、その権能が自分にあることが嫌なのだ。子どもが親にしか頼れないのなら、親の権力はなんと巨大だろう。[...] 子どもと親だけの関係は、危険だ。社会が——つまり、制度と規範と多様な人間関係が——介入してくれなければ、私は子どもたちにとって危険な存在になる」(朴 2021: 152-153)と述べている。

第二の引用は、人間の普遍的な脆弱性を理解し、承認することの必要性に言及している。自立した個人を標準とみなす発想においては、自己管理は一つの規範となる。自己を制御しきれず泣き叫んだり走り回ったりする子どもに対する辛辣な態度は、自立した個人を標準とする人間観を一つの支えとしているだろう。反対に、他人への依存を不可避の条件とみなす考えが浸透した社会であれば、公共の場所においても子どもは迷惑な存在として知覚されにくいだろう。また、依存しなければ生きていけない子どもをケアする親(特に母親)に対する周囲や社会・政府からのケア・支援に対しても積極的な見方が広がるだろう(cf. キティ 2010)。

おわりに

本稿は経験的な調査に基づかない試行的な考察であるが、子育てに関して現象学的倫理学を行う道の一つを示すことはできたと思われる。非明示的な仕方で知覚やイメージを枠づけ、方向づけている枠組みを検討することで、どのようなフレームで子育てを問題化すればいいのかについて示唆を得ることができる。そして、より望ましい枠組みもわずかではあれ現に存在しているため、それもまた記述に基づいて構想することができる。すでに立てられた問いに規範倫理的な方法で答えるのではなく、問いそのものを問いに付し、その来歴を記述を通して考えることが、記述倫理学としての現象学的倫理学の一つの可能性である。

文献表

Budig, M. J. & England, P. (2001), "The Wage Penalty for Motherhood," *American Sociological Review* 66(2): 204–225.

池田喬 (2019)、「行為のなかの意図? ——現代現象学とハイデガー」『哲学の探求』46: 2-20。

- 泉房穂 (2019)、『子どものまちのつくり方——明石市の挑戦』明石書店。
- 川崎唯史 (2022)、『メルロ=ポンティの倫理学——誕生・自由・責任』ナカニシヤ出版。
- 川崎唯史 (2023)、「「考慮に入れることはあてにすることである」——コミットメントのフェミニスト現象学」稲原美苗・川崎唯史・中澤瞳・宮原優 [編]『フェミニスト現象学——経験が響きあう場所へ』ナカニシヤ出版、頁未定。
- キテイ, E. F. (2010)、岡野八代・牟田和恵 [監訳]『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社。
- 阪井裕一郎 (2020)、「ジェンダー平等を阻む「家族主義」の諸相」『三田評論』2020 年 4 月号、<https://www.mita-hyoron.keio.ac.jp/features/2020/04-5.html>
- 末富芳・桜井啓太 (2021)、『子育て罰——「親子に冷たい日本」を変えるには』光文社。
- ドーナト, O. (2022)、鹿田昌美 [訳]『母親になって後悔してる』新潮社。
- 朴沙羅 (2021)、『ヘルシンキ——生活の練習』筑摩書房。
- メルロ=ポンティ, M. (1967)、竹内芳郎・小木貞孝 [訳]『知覚の現象学I』みすず書房。[*Phénoménologie de la perception*, Gallimard, 1945.]
- メルロ=ポンティ, M. (2002)、合田正人 [訳]『ヒューマニズムとテロル』みすず書房。[*Humanisme et terreur. Essai sur le problème communiste*, Gallimard, 1947.]
- モンク, Y. (2019)、那須耕介・栗村亜寿香 [訳]『自己責任の時代——その先に構想する、支えあう福祉国家』みすず書房。